

盗品係の設置について（甲通達）

（昭和36年9月13日甲通達捜一ほか第422号）

捜査の端緒としての盗品捜査が犯罪捜査上、極めて重要であることから、各警察署に設置された盗品係について必要な事項を定めたもので、主な規定項目は、次のとおりである。

盗品係設置基準

運営要領